

○東海市国民健康保険条例（抜粋）

昭和44年4月1日

条例第39号

第2章 東海市国民健康保険運営協議会

（東海市国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき設置する東海市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 3人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3） 公益を代表する委員 3人
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。